

IFRS Digest

国際財務報告基準(IFRS)を巡る動向 2014年2月1日～2014年2月28日



1. 国際会計基準審議会(IASB)及び欧州等の動向

(1) IFRSの動向

① 作業計画の更新

国際会計基準審議会(IASB)は、2014年2月25日付で作業計画を更新した¹。次ページの表は、主なプロジェクトについて、IFRS Digest 14-1の1.(1)①で取り上げた2014年1月27日付の作業計画と、2014年2月25日付の作業計画との比較を示したものである。主要プロジェクト(MOU関連)の公表物に関する主要な変更点は、以下のとおりである。

- 収益認識の最終基準書の公表予定が2014年1Qから2014年2Qに変更された。

¹ <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx>

プロジェクト	公表物等	2014年1月27日	2014年2月25日
アジェンダ協議			
2回目の意見募集		2015年	2015年 (変更なし)
金融危機関連プロジェクト			
IFRS第9号 金融商品 (IAS第39号の差替え)			
分類及び測定 (見直し)	最終基準書	2014年2Q	2014年2Q (変更なし)
減損	最終基準書	2014年2Q	2014年2Q (変更なし)
マクロ・ヘッジ会計	討議資料	2014年1Q	2014年1Q (変更なし)
MOU項目関連プロジェクト			
リース	再審議	2014年1Q	2014年1Q (変更なし)
収益認識	最終基準書	2014年1Q	2014年2Q

② 審議中のMOU項目関連・金融危機関連のプロジェクトの動向

審議中のMOU項目関連・金融危機関連のプロジェクトに関する、2014年1月のボード会議までの動向については、[過去のIFRS Digest](#)を参照。2014年2月のボード会議²では、金融商品一分類・測定及び金融商品一減損の審議が行われている。

■ 金融商品—IFRS第9号の強制適用日

IASBは、企業に2018年1月1日以降開始する事業年度から分類及び測定の限定的改訂及び減損規定を含む最終版のIFRS第9号「金融商品」の適用を義務付けることを、暫定的に決定した。

IASBは、IFRS第9号の強制適用日と保険契約の会計基準との関係についても審議した。IASBは、新しい保険契約の会計基準の適用のタイミングによってIFRS第9号の強制適用日が決定されるわけではないしながらも、保険契約の会計基準を最終化するにあたっては、保険契約を発行する企業が保険契約の会計基準を適用する前にIFRS第9号の適用を求められる場合に不利な結果とならないよう、追加的な移行免除措置の必要性を検討することとした。

IASBは、分類及び測定の限定的改訂並びに減損に関する規定について再び公開草案を公表する必要があるかどうかについて検討した結果、不要と判断した。またIASBは、すべての必要なデュープロセス手続が完了したとし、分類及び測定の限定的改訂並びに減損に関する規定を含む最終版のIFRS第9号のドラフトの作成及び書面による投票手続に入るよう、スタッフに指示した。

2014年2月の金融商品の審議に関する概要については、あずさ監査法人の[IFRS – Financial Instruments Newsletter – Issue 20](#)（英語。近日中に日本語訳を掲載予定）を参照。

² <http://media.ifrs.org/2014/IASB/February/IASB-Update-February-2014.pdf>

③ MOU項目関連以外の主なプロジェクト(公開草案公表済みのもの)

■ 農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の改訂案)

IASBは2013年6月26日に、公開草案(ED/2013/8)「農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の改訂案)」³を公表した。この公開草案は、果実生成型植物(その生産物を除く)をIAS第41号「農業」の範囲に含めないこととし、IAS第16号「有形固定資産」を適用することを提案した。概要については、あづさ監査法人の[IFRS News Flash](#)(日本語)及び[IFRS IN THE HEADLINES 第2013/12号](#)(英語)を参照)。

IASBは、2014年2月の会議において、以下の論点について再審議を行った。

- IAS第16号及びIAS第41号の改訂の範囲
- 果実生成型植物の生産物の会計処理
- 果実生成型植物にIAS第16号を適用するためのガイダンス

IASBは、果実生成型植物の定義を一部修正することを除き、公開草案の提案どおり進めることを決定した。

④ IASBのHans Hoogervorst 議長のスピーチ

IASBのHans Hoogervorst議長は2014年2月5日、東京で開催されたASBJのオーブンセミナーでスピーチを行った⁴。Hoogervorst議長はスピーチの中で、主に次の事項について概説している。

- (a) IASBへの日本の貢献
- (b) 各国におけるIFRSの適用状況
- (c) IASBの作業プログラム
- (d) 概念フレームワークについて

そのうち、(a)の「IASBへの日本の貢献」については、日本が様々な方面からIASBの活動に非常に貢献していると述べるとともに、有力な企業がIFRSの適用を決定しており、多くの企業が近い将来これに続くことを期待していると述べた。また、(d)の「概念フレームワーク」については、当期純利益とその他の包括利益(OCI)について、当期純利益を明確に定義して、OCIと区分することを求める意見が多いものの、定義することが容易でなく、具体的な提案を行っている意見は多くない。その中で、ASBJが会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)を通じて行った提案([IFRS Digest 13-12](#)の3.(2)②を参照)⁵は、勇気ある取組みであり、議論に貢献したと述べている。IASBは、現在、IASBの討議資料(DP/2013/1)「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」⁶に寄せられたフィードバックについて検討中とのことである。

⑤ IASB投資家向けウェブキャストを公表

IASBは、投資家向けの教育用ウェブキャストのシリーズをCFA協会と協力して開発している。これらのウェブキャストは、最近の主要な会計上の問題について、投資家及びアナリストに最新の情報を提供するためにデザインされたものである。

3 (IASBのプレス・リリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-issues-proposals-on-bearer-plants-June-2013.aspx>
(公開草案) <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Bearer-biological-assets/Exposure-Draft-June-2013/Documents/ED-Agriculture-Bearer-Plants-June-2013.pdf>

4 (IASBウェブサイト:英語) <http://www.ifrs.org/Alerts/Conference/Pages/Speech-by-Hans-Hoogervorst-Defining-Profit-or-Loss-and-OCI-can-it-be-done-February-2014.aspx>
(ASBJウェブサイト:仮訳) http://www.asb.or.jp/asb/asbj/iasb/others/20140205_lmtd.jsp

5 http://www.asb.or.jp/asb/asbj/press_release/overseas/pressrelease_20131227.jsp

6 (IASBのプレス・リリース)
<http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-publishes-a-Discussion-Paper-on-the-Conceptual-Framework.aspx>
(ディスカッション・ペーパー)
<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Discussion-Paper-July-2013/Documents/Discussion-Paper-Conceptual-Framework-July-2013.pdf>

これに関連して、IASBは、2014年2月14日、2つの教育用ウェブキャスト(投資家は何を期待すべきか?／オフバランス会計:抜け穴をふさぐ)を公表した⁷。

(2) 最近開催されたIFRS関連の国際会議等

2014年2月1日から2014年2月28日までに開催された主な国際会議は以下のとおりである(2014年2月28日時点で公表済みのもの)。

- IFRS諮詢会議⁸(2014年2月24-25日、ロンドン)

2. 米国の動向

(1) 財務会計基準審議会(FASB)の動向

① 未完了のMOU項目関連のプロジェクトの動向

FASBは、2013年12月のボード会議⁹において、金融資産の減損並びに分類及び測定について、IASBと合同で開発してきた事業モデル評価に基づくモデルの検討を続行しないことを暫定的に決定した([IFRS Digest 13-12](#)の1.(1)②及びあずさ監査法人の[Defining Issues 13-56](#)を参照)。

FASBは2014年2月のボード会議¹⁰において、単独で審議を行い、主に以下の事項について暫定的に合意した。

- 金融資産の分類において、金融資産のキャッシュフロー特性を評価するテストを行わない。
- 持分性金融商品は、当期純利益を通じて公正価値で測定(FV-NI)する(ただし、持分法が適用される持分性金融商品、及び公正価値測定の実務上の簡便法の適用対象となる持分性金融商品を除く)。
- 混合金融商品(金融資産及び金融負債の両方)について、企業が、その金融商品に区分処理が要求される組込デリバティブが含まれると判断した場合に限り、公正価値オプションを適用することを認める。

② 公正価値測定に関する適用後レビューの結果を公表

FASBの母体組織である財務会計財団(Financial Accounting Foundation; FAF)は2014年2月25日、FASBが2006年9月に公表した財務会計基準書第157号「公正価値測定」(現在はFASBによる会計基準のコード化体系Topic 820に組み込まれている)の適用後レビューに関するレビュー報告書¹¹を公表した。レビュー報告書は、基準開発の目的(公正価値の定義を統一する、公正価値測定に関するフレームワークを確立する、公正価値測定の開示を拡充する等)は十分に達成されていると結論付けている。また、一部の投資家からは、公正価値情報の理解が容易でないとの意見が寄せられているものの、概ね投資家の意思決定に有用な情報を提供できていると結論付けている。

7 <http://www.ifrs.org/Alerts/Publication/Pages/The-IASB-publishes-Investor-Webcasts-February-2014.aspx>

8 <http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/AC-February-2014.aspx>

9 http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage&cid=1176163665698&rss=1

10 http://www.fasb.org/jsp/FASB/FASBContent_C/ActionAlertPage&cid=1176163857125&rss=1

11 (FAFのプレス・リリース) http://www.accountingfoundation.org/cs/ContentServer?c=FAFContent_C&pagename=Foundation%2FFAFContent_C%2FFAFNewsPage&cid=1176163847459

(レビュー報告書) http://www.accountingfoundation.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=Foundation%2FDocument_C%2FFAFDocumentPage&cid=1176163848391

③ 公開企業におけるのれんの償却に関する議論を開始

U.S. GAAPでは、公開企業に対しては、企業結合後ののれんの償却は認められておらず、少なくとも年に1度、減損テストを行ったうえで、のれんの価値が減損していると認められる場合に減損処理を行うこととされている。他方、非公開企業については、2014年1月16日に公表されたASU第2014-02号「のれんの会計処理」¹²において、のれんの処理が簡素化され、10年間（または、特定の状況においては10年未満の期間）にわたって償却することが認められた（[IFRS Digest 13-11](#)の2.(1)①、[IFRS Digest 14-1](#)の2.(1)②及び[Defining Issues 13-52](#)（英語）を参照）。

非公開企業に対する決定を受けて、FASBは2013年11月25日に、公開企業ののれんの事後測定について検討するためのプロジェクトをアジェンダに追加した。2014年2月12日のボード会議において、FASBは、現行の処理に関して、次の4つの代替案について検討した¹³。

- 10年間（または、特定の状況においては10年未満の期間）にわたって、のれんを償却する（非公開企業の取扱いと整合）
- 上限年数を設定し、それを超えない期間の耐用年数にわたって償却する
- 取得時に即時償却する
- 減損テストを簡素化する

2月12日のボード会議では、具体的な意思決定は行われなかった。FASBは、代替案についての追加的な研究や市場関係者へのアウトリーチ活動を行うようスタッフに指示した。

3. 日本の動向

（1）金融庁の動向

① 指定国際会計基準の改正案の公表

金融庁は2014年2月14日に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）¹⁴を公表した。これは、IASBが2013年10月1日から12月31日に公表した次の国際会計基準（下記の基準が公表された結果として、他の国際会計基準に行われた修正を含む）を、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準として指定すること、改正後の規定を公布の日から適用することを提案するものである。2014年3月17日17時00分までコメントを受け付けている。

- 国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」（2013年11月19日公表）
- 国際会計基準(IAS)第19号「従業員給付」（2013年11月21日公表）
- 国際財務報告基準(IFRSs)年次改善2010－2012年サイクル（2013年12月12日公表）

12 http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=IFASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176163744355

13 http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=IFASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176163818448

14 <http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140214-2.html>

(2) 企業会計基準委員会(ASBJ)の動向

① 第8回 IFRSのエンドースメントに関する作業部会

ASBJは、2013年7月25日に設置した「IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下、作業部会）」において、「エンドースメントされたIFRS」を開発するための検討を行っている（[IFRS Digest 13-7](#)の2.(2)②を参照）。エンドースメントされたIFRSの開発にあたっては、IASBが設定した個々の会計基準等を修正することなしに採択可能か否かを判断するとともに、どのような項目についてガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても検討が行われる。

第4回までの作業部会では、日本基準とIFRSの個別規定とを比較することにより、「検討が必要な項目の候補」の抽出が行われた。第5回からは、「検討が必要な項目の候補」に関する詳細な分析が開始されている。

第8回の作業部会（2014年2月3日）¹⁵では、第4回までに抽出された「検討が必要な項目の候補」のうち、以下の論点について検討が行われた。

- 年度開示関連
- 四半期開示関連（IAS第34号）

なお、「検討が必要な項目の候補」に関する検討は今回の作業部会で終了した、また今回は、これまでの検討内容の整理、並びにリサイクリング及び当期純利益に関する、これまでにASBJが行ってきた主張についての整理が行われた。

② 企業結合に関する会計基準改正に伴う、四半期会計基準についての改正案の公表

ASBJは、2014年2月25日、企業会計基準公開草案第56号（企業会計基準第12号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第51号（企業会計基準適用指針第14号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」を公表した¹⁶。

本公開草案は、2013年に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」において、暫定的な会計処理の確定の取扱いが改正されたことに伴い、四半期会計期間に企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合の取扱いについて、改正を提案するものである。

③ IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューに関する情報募集

ASBJは2014年2月26日、IASBが2014年1月30日に公表した情報要請「適用後レビュー：IFRS第3号『企業結合』」¹⁷（[IFRS Digest 14-1](#)の1.(1)③を参照）について、ASBJとしても情報を募集する旨を公表した¹⁸。この情報募集は、IFRS第3号に対する適用後レビューの重要性を踏まえ、日本における経験や見解などについて、ASBJからIASBに対して有用な情報提供を行うことを目的としている。なお、ASBJへの情報提供の締切りは、2014年4月28日とされている。

15 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/endorsement/minutes/20140203.jsp

16 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/shihanki2014/

17 (IASBのプレス・リリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-begins-consultation-on-Post-implementation-Review-of-IFRS-3-January-2014.aspx>
(情報要請:英語) http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/PIR/PIR-IFRS-3/Request-for-Information-January-2014/Documents/RfI_PIR_IFRS3-Business-Combinations.pdf

18 (ASBJのプレス・リリース) https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/iasb_ed/pir-bc/
(情報要請:仮訳) https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/iasb_ed/pir-bc/pir-bc_02.pdf

④ その他のIFRS関連プロジェクト

■ 報告及びコメント対応など

第281回企業会計基準委員会(2014年2月7日)¹⁹及び第282回企業会計基準委員会(2014年2月24日)²⁰では、以下のコメント対応及び報告が行われた。

- IASBにおけるリース・プロジェクトの検討状況の報告
- IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況(前述①を参照)
- 2014年3月会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)への対応について
- IFRS第3号「企業結合」適用後レビューに関するIASBからの情報要請の概要(前述③を参照)

(3) 日本公認会計士協会の動向

日本公認会計士協会・会計制度委員会は2014年2月24日に、次の会計制度委員会報告等の改正を公表した²¹。

本改正は、企業会計基準委員会により2013年9月に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等に対応するため、次の関連する会計制度委員会報告等の見直しを行ったものである。

- 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第7号(追補)「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」
- 土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A
- 金融商品会計に関するQ&A

本改正では、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額の会計処理の変更(資本剰余金に計上)されたこと、取得関連費用が発生時の費用処理とされたこと等に伴う実務指針等の修正が行われている。

19 https://www.asb.or.jp/asb/asbj/minutes/20140207/20140207_index.jsp

20 https://www.asb.or.jp/asb/asbj/minutes/20140224/20140224_index.jsp

21 http://www.hpjicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1734.html

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
IFRS本部 IFRS Information Desk
e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報を根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.